

事業計画書

自 平成22年 1月 1日
至 平成22年12月31日

社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
東京都千代田区内神田2-8-4

2010年度事業計画概要

2010年度予算概要

1) 2009年度結果

<収入>

厳しい経済環境の下で、個人寄付は対前年比では22%の伸び(57百万円のプラス)となっている。09年は幸いにも大きな自然災害が少なく、ジャパンプラットフォームからの収入は対前年比で105百万円の減少となった。

事業収入は1,098百万円となった。予算の1,207百万円との差△108百万円は、企業寄付が64百万円少ないこと、ブルガリ寄付が25百万円10年に期ずれしたこと、JICAコンサル業務の40百万円分が10年に期ずれした、などが主な原因である。

<支出>

事業支出は1,041百万円となった。これは、予算1,407百万円に比べ365百万円少ない。内訳は事業費で282百万円少なく(10年度への繰越によるもの303百万円)、広報事業費で64百万円少ない。また、管理費も20百万円すくなくなっている。収入の未達成に合わせ、広報事業費のカット、新規採用の凍結、旅費の抑制などの施策を実施した。

2) 2010年度予算概要

<収入>

2010年は中期事業計画の4年目の年に当たる。その達成に向け、個人寄付・法人寄付とも拡大を図りたい。中期事業計画達成のためにチャレンジングではあるが以下のような収入計画としたい。

事業収入、1,305百万円。寄付収入で687百万円、補助金等で574百万円を計画。補助金等では、主な活動として、JPF事業でスーダン支援(100百万円)とアフガン支援(150百万円)、外務省事業でイラクでの事業(50百万円)を予定している。また、エジプトのJICAコンサルタント事業(45百万円)を予定している。

<支出>

事業支出、1,601百万円。海外事業で715百万円を計画。海外事業は、09年に引き続き、アフガニスタンでブルガリからの寄付事業を50百万円計画している。緊急事業の計画は、現在見通しの立っているもののみ385百万円を計画している。上記のとおり、スーダン、アフガン支援事業を実施予定である。個人・法人寄付の拡大に向け、積極的な広報事業の展開のため広報事業支出(マーケティング)205百万円を計画している。

<追記>

3月第1週に、SCイタリアより連絡があり、ブルガリとの2年間の追加事業が決定した。日本は2010年度に、1億円程度の事業収入と事業支出が発生する見込みである。

2010年度事業計画概要

SCJの海外事務所は、モンゴルを除き、すべてが2009年度中に他のアライアンスメンバーの海外事務所と統合（UP）などアライアンスの枠組みで活動することとなった。一方モンゴルではSCUKが撤退したことから、SCJがアライアンス全体を代表してモンゴル事務所を維持していくことになった。このような状況のなか、2010年度は、UPを含むSCアライアンスの枠組みの中で、SCJ事業のメインストリーム化とプレゼンス強化が課題となる。

具体的には、JICA（草の根技術協力）・外務省（日本NGO連携無償）・JPF資金などによる従来からのSCJ事業はUP体制下で継続する体制を整える。一方、よりスケールとインパクトの大きな事業に取り組むため、世銀・アジ銀の日本ファンドや緊急無償・平和構築無償・コミュニティ開発支援無償など日本政府ODAの本来事業への参入をUNICEFなどの国連機関と提携しつつ図っていく。

上述した従来からの事業国での活動の継続・拡大に加えて、2010年度は新規国での事業展開も図りたい。具体的には、イラク（N連）や、エジプトでのストリートチルドレン支援事業（JICAコンサルタント事業）の開始が予定されている。また近年、日本の政府や企業が関心を高めてきているアフリカでの新規事業の可能性も探りたい。

日本国内においては、これまでのスピーキング・アウト（SO）やポジティブ・ディシプリン（PD）の実績を踏まえて、子どもによる意見表明行動のステップアップを図りたい。具体的には、子どもの貧困に対する子どもの意見収集、自治体の子ども条例策定プロセスへの子どもの参加、外国人労働者の子ども支援活動への子どもの視点の反映などを計画している。

2010年度からは災害対策も国内活動の柱の一つとして位置づけており、まずは国内の防災関連機関と連絡を取りつつSCJの果たし得る役割を明らかにし、災害発生時に速やかに対応できる体制づくりを始めたい。

広報・政策提言（アドボカシー）では、チャイルドライツセンターの体制整備とともに、「国連子どもの権利委員会に個人が申し立てできる制度を作ろう！キャンペーン」に引き続き取り組む。また、日本政府報告書に対する国連子どもの権利委員会総括所見のフォローアップを行う。紛争下の子どもの基礎教育の充実（RtF）、国内防災計画に対する子ども参加の導入を目指すロビー活動を進める。また、児童ポルノ問題、子どもの人身売買問題に引き続き取り組む。

5歳未満児の死亡率削減を目的にSCインターナショナルが2009年10月から世界規模で開始した5ヶ年キャンペーンEveryoneを積極的に取り組む。特に、このキャンペーンをきっかけとして、SCJの保健・栄養事業の実施力強化を図りたい。

SCJの事業実施能力の向上に伴い、特に日本政府やJPFからより大規模な事業への資金助成について打診を受けるようになっているが、これらの助成金は基本的に事業費を助成することを目的としており、間接費は一部について助成はあるものの大部分はSCJ側から自己資金を充当することが求められている。SCJは現状では助成金の拡大に比して自己資金の拡大が追いついておらず、助成金と自己資金のバランスの取れた成長を実現することが課題となっている。

自己資金の拡大は、無指定寄付の拡大を果たさねば達成できない。2010年度は、個人、法人ともに無指定の寄付を獲得することに、限られた資源を集中していく。その、中心となるファンドレイジング戦略チームを立ち上げ、戦略・戦術・作戦を立て、PDCAのサイクルを確実に回していく。

最後に、以上の事業計画を確実に実施していくためには職員の能力向上が急務である。そこで、2009年度より導入した目標管理・人事考課制度とリンクする形で、職員の能力育成プランを作成し、それに沿った形で研修機会の提供に努めることとし、そのための研修予算を確保する。また、アライアンスの中での協調・連携が進む中、アライアンス関連の会議・調整の増加が見込まれることより係る費用の予算も確保する。

事業計画詳細

I 東アジア・東北アジア地域

1. ベトナム事業

1-1. 事業名：総合的子どもの発達事業

事業地域：イエンバイ省ヴァンチャン郡およびルックイエン郡

事業期間：2009年2月～2011年11月（継続）

事業内容：

[事業の大枠] イエンバイ省労働戦傷者社会事業局とのパートナーシップにて、乳幼児の発育を促進するための活動を行う。

[対象人数] (ヴァンチャン郡) 約800人の2歳未満児。約3,800人の妊産期(15歳以上49歳以下)女性および400人の妊産婦。

(ルックイエン郡) 2歳未満児約600名、妊産婦400名、周産期女性約5,000名。

[活動の紹介] 栄養改善のため、子どもの体重測定と親への栄養教育を行う。

- ・集落レベルで母乳育児の推進活動を展開する。
- ・野菜や果物の栽培方法に関する研修の実施。
- ・妊婦への産前検診実施体制を強化し、妊産期女性を対象に出産・育児の研修を行う。
- ・地域の保健スタッフに専門的な研修を実施する。
- ・地域の各レベル行政担当官に事業監理の方法を研修する。

[主な資金の用途] 研修費、診療所機材費、教育広報用教材購入費など。

[期待される効果] ・地域内での2歳未満児の栄養不良率が30%以上削減される。

- ・コミュニティにおける栄養教育プログラムや妊産婦検診のアクセスおよび質の改善。
- ・現地パートナーの事業運営能力が向上する。

1-2. 事業名：中部農村地域における完全母乳育児推進事業

事業地域：クアンチ省フォンホア郡

事業期間：2009年10月～2010年10月（継続）

事業内容：

[事業の大枠] 少数民族を含む困難な状況にある人々が完全母乳育児についての適切な知識

を身につけ、実践できる体制を構築する。

[対象人数]約 2,000 人の妊産婦および母親、ならびに 2,000 人の乳児。

[活動の紹介]

- ・地域にて完全母乳育児の妨げになっている要員を調査する。
- ・助産師と地域政府職員に研修を行い、母乳育児の推進者として育成する。
- ・助産師らが地域で母乳育児推進グループを組織し、定期的なミーティングを開催する。
- ・妊産婦の家族（夫、義母など）らを対象に育児セミナーを開催する。

[主な資金の使途]研修費、教育広報活動費など。

[期待される効果] ・初乳を子どもに与える母親の割合が向上する。

- ・完全母乳育児を実施する母親の割合が向上する。
- ・母親やその家族の母乳育児に関する知識が改善する。
- ・診療所職員らの事業管理能力が向上し、地域において母乳育児を推進する体制が整備される。

1-3. 事業名：子どもの参加による環境教育事業

事業地域：イエンバイ省イエンビン郡

事業期間：2009 年 1 月～2010 年 7 月（継続）

事業内容：

[事業の大枠] イエンバイ省教育訓練局とのパートナーシップにて、中学校にて地域の水環境改善の目的を設定したライフスキル教育を実施する。

[対象人数]約 3,300 人の中学生および約 250 人の学校関係者。

[活動の紹介]

- ・中学校の校長や教員を対象に子どもの権利や参加促進の研修を行う。
- ・71 名の代表の子どもに研修を実施し、ファシリテーターとして育成する。
- ・ファシリテーターが主体となった教育広報活動を各校にて展開する。
- ・対象校同士の相互視察の機会を設け、生徒らの学びの場を提供する。
- ・地域行政官らを招きフォーラムを開催し、子どもの声を行政に届ける。
- ・地域の各レベル行政担当官に事業監理の方法を研修する。

[主な資金の使途]研修費、フォーラム開催費、教育広報活動費など。

[期待される効果] ・対象校での子どもの参加が促進される。

- ・現地パートナーの事業監理能力が向上する。
- ・子ども達が身の回りの問題を自ら考え解決に取り組む、子ども中心の教育を普及させ、その過程で習得されるライフスキル（知識や判断力）によって、生活改善を目指す。
- ・地域での環境保全に関する認識や活動のより一層の定着を図ることに重点を置き、地方行政関係者および地域住民、教師らと協力して、子ども達を地域レベルでの環境保全活動の担い手として育成する。

その他、イエンバイ省にて 2000 年度からの事業継続を行い、3 歳未満児の総合的発育を促

進するための預金活動と貸付活動を監理する事業も実施予定。より大規模な小規模貸付事業としてシェブロンとの共同事業にも UP の枠組みにて積極的に関与していく。また、2009 年度開始の世界銀行を通じた日本社会開発基金による教育事業（第二フェーズ）には、UP 体制下での実施継続のみならず SCJ として世界銀行や財務省との関係性構築を行い、第一フェーズによる経験共有にて他事業地における展開をも試みる。

2. ミャンマー事業

2-1. 事業名：母乳・補助食の栄養指導と生計向上支援事業

事業地域：バゴ西管区テゴン・タウンシップ 30 村

事業期間：2010 年 1 月から 2011 年 12 月（1 年間）

事業内容：

[事業の大枠]

5 歳未満の子どもたちの慢性栄養不良を予防するとともに、急性栄養不良の子どもたちを早期発見し、回復を目指す事業。訓練を受けた住民ボランティアが、妊婦および 2 歳未満の子どもの母親・養育者を対象にした栄養教育・家庭訪問を実施して、子どもの健康管理や栄養に関する知識を向上させ、母親・養育者の育児行動の改善を促す。また、定期的な身体計測（GMP）を通して発見した中度栄養不良児には、その母親・養育者を対象に栄養指導・栄養給食を供給することにより、子どもたちが栄養不良から早期に回復することを支援する。他方、重度栄養不良児に対しては、栄養補助食品を供給し、健康回復を促す。さらに、2 歳未満の子どもをもつ貧困家庭を対象に、生計向上グループの組織化および運営、技術指導を提供し、2 歳未満の子どもたちが長期的に安定して栄養価の高い食事を摂取できるように支援する。

事業内容：

[対象人数] 5 歳未満 900 名及びその母親 900 名。妊婦 450 名。家族 1,800 世帯（9,000 名）。

[活動の紹介]

- ・妊婦や 2 歳未満の子どもの母親・養育者を対象に、健康、栄養、完全母乳哺育についての教育を行う。
- ・栄養不良児とその母親・養育者を対象に、栄養給食と調理実習を通じて、子どもの栄養と健康管理について指導する。
- ・5 歳未満の子どもを対象に定期的身体測定を行い、子どもたちの発育をモニタリングするとともに、栄養不良の子どもたちを早期発見する。
- ・上記活動を家庭訪問により、モニタリングする。
- ・家庭菜園キット及び鶏飼養資材の供与。
- ・栄養のある食糧を安定して供与するよう、村人による生計向上グループを組織し、そのメンバーを対象に家庭菜園の技能と生産向上についての研修を行う。
- ・2 歳未満の子どもを持つ貧困家庭の母親や生計向上グループを対象に、鶏飼養についての研修を行う。

[主な資金の使途]

給食及び調理実習食材費、研修費、身体測定用機材費、家庭菜園キット、ニワトリのヒナ

[期待される成果]

- ・ 栄養不良児の割合が減少する。
- ・ 適切な頻度で離乳食や栄養バランスのある多様な食事をとるようになった子どもの割合が増加する。
- ・ 母親・養育者の保健・栄養に関する行動が変容する。

2-2. 事業名：母子栄養事業

事業地域：ヤンゴン管区クンジャゴン・タウンシップの 28 村

事業期間：2010 年 4 月から 2012 年 9 月（2 年 6 ヶ月間）

事業内容：

[事業の大枠]

5 歳未満の子どもたちの慢性栄養不良を削減することが目的の事業。栄養不良を予防するために、家庭における適切な哺育方法の実践を促す栄養教育を実施する。とりわけ、WHO が推奨する完全母乳哺育に焦点を当て、訓練を受けた母乳育児カウンセラーが主体となり、生後 6 ヶ月間の完全母乳哺育を促進する。上腕計測（MUAC）によって重度栄養不良の子どもたちを見つけ、適切な医療機関での治療を促すために、交通費を支援する（資金源は未定）とともに、栄養補助食品を支給する。さらに、5 歳未満の子どもをもつ貧困家庭の女性グループを組織し、家庭菜園や鶏飼養などの資材供与及び技能研修を行い、家庭の生計向上を通じた子どもの栄養改善を目指す。

[対象人数] 42,000 人(2,100 人の妊婦及び授乳中の母親 5,163 人の 5 歳児未満児を含む)

[活動の紹介]

- ・ 本事業の活動の主体となるボランティアの養成と組織化。
- ・ 適切な哺育方法の実践教育や調理実習などを通じた、母親・養育者の栄養及び健康管理についての知識の向上と行動変容。
- ・ 母乳育児カウンセラーの養成研修と家庭訪問の実施。
- ・ 2 歳未満の子どもと妊婦に微量栄養素（鉄、ビタミン B 1 等）を配布する。
- ・ 栄養不良児の判断及びケア方法、現存の公的保健サービスの利用方法について、ボランティアグループに研修を行う。
- ・ 組織化した女性グループを対象に、家庭菜園及び鶏飼養のための資材を配布し、技能面での研修を行う。

[主な資金の使途]

栄養補助食、家庭菜園キット、ニワトリのヒナ、研修実施

[期待される成果]

クンジャゴンでの慢性栄養不良の 5 歳児未満の子どもたちが減る。

2-3. 事業名：安全な水と衛生環境へのアクセス向上事業（WASH 事業）

事業地域：ヤンゴン管区ピアボン・タウンシップおよびクンジャゴン・タウンシップ(第一フェーズで対象になった村以外の14村)

事業期間：2009年11月1日から2010年1月31日(3か月)

事業内容：

[事業の大枠]

サイクロン・ナルギスに被災したひとびとの安全な水と衛生的な生活環境へのアクセスの向上を目指した事業。サイクロンで損壊した貯水池を修復したり、学校に貯水タンクを設置したりすることにより、地域住民特に子どもたちの安全な水へのアクセスを向上させる。また、学校や家庭に衛生的なトイレと洗面台を設置し、子どもたちがより衛生的な生活環境で勉強・生活できるような環境整備を支援する。これらハード面の環境整備とともに、衛生教育についての研修を行い、地域の代表者で構成されたWASH委員会および学校教員が中心となり、公衆衛生の啓もう活動を行う。

[対象人数] 7,500世帯(延べ)

[活動の紹介]

- ・ 村人の労働力で貯水池を修復する。対象地域の学校に貯水タンクを設置する。
- ・ 学校や家庭に、衛生的なトイレと洗面台を設置する。
- ・ WASH委員会の組織化と水の管理維持についての研修を行う。
- ・ WASH委員会及び学校教員対象の衛生教育についての研修を行う。
- ・ [主な資金の用途]

貯水池の修復資機材、トイレ・洗面台の資機材、貯水池・トイレ等の設置、研修実施

[期待される成果]

- ・ 村人や子どもたちが修復された貯水池や学校の貯水タンクから安全な水が得られる。
- ・ 村人や子どもたちの衛生的で安全なトイレへのアクセスが向上する。
- ・ 村人の衛生に対する意識・行動変容が改善される。

2-4. 事業名：サイクロン被災者の生計回復支援事業

事業地域：エーヤワディー管区モーラミンジューン・タウンシップとラピュータ・タウンシップ

事業期間：2008年11月1日から2010年4月30日

事業内容：

[事業の大枠]

2008年5月のサイクロン・ナルギスによって、生計の糧を失った被災者の生計回復支援を目的とした事業。本事業では、これまで支援が行き届いていなかった農民女性に焦点を絞り、収入創出のための技能研修を施すとともに、それらを生かした活動のための最低限必要な資機材を供与する。

[対象人数] 約5,880世帯

[活動の紹介]

- ・ 生計向上を目的とした各種職業訓練の実施

- ・ 養鶏、養豚、家庭菜園、木工、お菓子作り等、職業訓練を通して身に着けた技術を生かした収入創出活動のための資機材の供与

[主な資金の使途]

生計向上のための技能訓練、生計向上のための資機材

[期待される成果]

- ・ モーラミンジューンおよびラピュータのサイクロンに被災した農民女性による家計の所得が向上する

3. モンゴル事業

3-1. 事業名：【教育プログラム】就学前・初等教育のアクセスと質の改善

事業地域：モンゴル全土（特に首都ウランバートル市、ドルノド県）

事業期間：2010年1月から2010年12月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

遊牧民、少数民族、貧困層の子弟及び障がい児に優先度を置き、(1) 就学前・初等教育のアクセスの向上、(2) 就学前・初等教育の質及び学習環境の向上、(3) 教育法に準拠した責任ある学校運営の試行を行う。

[対象人口] 38,480人（直接受益者）

[活動の紹介]

- ・ 障がい児及び学びの遅い児童を対象とした特別支援学級の試行（健常児との統合教育実施のための教員研修含む）。
- ・ 教育施設のバリアフリー化を目指した政府に対する啓発活動（建設基準の見直しなど）。
- ・ 遠隔地に住む遊牧民の子弟に対する代替教育（モバイル教員¹やホームスクーリング²など）の試行（教育基準、カリキュラム、教材の作成含む）。
- ・ 教育現場における子どもの権利侵害の削減を目指したメディア啓発活動の実施。
- ・ 教員研修を通じた体罰・叱咤罵声のない指導法の普及（マニュアル作成含む）。
- ・ 幼稚園教諭・スタッフに対する各種研修を通じた幼稚園の衛生・安全面の向上。
- ・ 少数民族カザフ族の子弟に対するバイリンガル教育の試行（カリキュラム・教材作成、教員研修含む）。
- ・ 既存の生徒会・保護者会の見直し、学校運営責任者に対する能力向上研修を通じた教育法に準拠した責任ある学校運営の試行。

[主な資金の使途]

各種教員研修実施費（研修資料作成費含む）、メディアを使った啓発活動費、特別支援学級設置機材投入費、生徒会・保護者会ルーム設置機材投入費 他。

[期待される効果]

- ・ 特別支援学級の試行により障がい児及び学びの遅い児童の就学率が向上し、退学が減少

¹ 遠隔地に住む子どもたちに対し、教師が各家庭若しくは地域を訪問して教育指導を行う活動。

² 保護者が教師となり、家庭で子どもに教育指導を行う活動。

する。

- ・ 代替教育の導入により遠隔地の遊牧民の子弟が就学前教育を受けられるようになる。
- ・ 幼稚園の衛生状況（疾病の予防など）が改善され、児童に対する安全対策（事故防止など）も向上する。
- ・ 教育法に準拠した責任ある学校運営の実施により、教育現場における子どもの権利侵害が減少する。
- ・ 体罰・叱咤罵声のない指導法の実施により教育現場における子どもに対する暴力が削減する。
- ・ バイリンガル教育の試行により、少数民族のモンゴル語力が向上し、よりよい教育・経済機会にアクセスできるようになる。

3-2. 事業名：【子ども保護プログラム】 国家子ども保護システムの基盤構築

事業地域：首都ウランバートル市、ドルノド県（メディア啓発活動は全国を対象）

事業期間：2010年1月から2010年12月（継続）

事業内容

[事業の大枠]

国家子ども保護システムの確立を目指し、その基盤構築として、(1) 子どもに対する体罰全面禁止を目指した関連法の改正、(2) 国家子ども保護システム構築の為の国家中期行動計画の策定・政府承認取り付け、(3) 施設に代わる代替ケアの導入基準の策定・政府承認取り付けに取り組む。

[対象人口] 対象地域のすべての子ども、特に家庭内暴力・育児放棄の危険性を抱える子ども、ストリートチルドレン、障がい児、学校寮を含む施設で生活する子ども

[活動の紹介]

- ・ 子どもに対する体罰全面禁止の為の関連法の改正を目指した関係省庁、国会に対する啓発活動と地元社会団体とのネットワークング。
- ・ 体罰・叱咤罵声のない子育て法普及を目指したメディア啓発活動の実施。
- ・ 国家中期行動計画策定・政府承認取り付けを目指した国家子ども局（政府機関）との協働（同局職員の能力向上・技術サポート含む）。
- ・ 子ども保護業務で必要となる各種資料・フォーム・教材の作成。
- ・ 国家子ども保護システム構築に向けた各種調査の実施（子ども保護分野への政府予算の配分・改善のための提言など）。
- ・ 施設に代わる代替ケア（親戚によるケアやフォスターケア³など）導入のための基準・手引書の作成と普及。
- ・ 子どもの「脱施設化」と代替ケア提供の重要性への社会的認識を高めるためのメディア

³フォスターケアとは、日本の里親制度とは多少異なり、保護者や親戚といった引き取り手のない子どもを家族に類似した環境でサポートする仕組みである。通常、フォスターマザーという子どもと血縁関係のない大人がケアに当たり、フォスターマザーは政府や支援団体から報酬を受け取る。

を通じた啓発活動。

- ・ ストリートチルドレンに対する家族との再統合支援と関連団体とのネットワーキング。
- ・ 2010年初めに国家子ども局に移譲する子ども保護センター施設4か所のモニタリングと同局に対する技術指導。

[主な資金の使途]

メディア等を使った啓発活動費、改正法草案作成など専門家雇用費、各種資料・教材作成費、調査実施費など。

[期待される効果]

- ・ 家族法及び刑法が改正され、家庭内における子どもに対する体罰が大きく削減する。
 - ・ 国家子ども保護システム構築のための国家中期行動計画が政府により承認される。
- 子どもに施設に代わる代替ケアを提供するための仕組み（基準、手引書）・環境（社会的理解）が整う。

4. インドネシア（スマトラ・パダン沖地震）

①被災した子どもたちのための緊急教育支援事業

2009年9月30日に発生した大地震により支援を必要としている西スマトラ州パダン・パリアマン県近辺において、2009年11月に開始した教育分野における復興支援活動を現地SCとの協力体制を通し関連分野にて継続・展開する（詳細未定）。

5. 中国（四川大地震）

①被災した子どもたちのための緊急支援事業

自己資金にてSCUKを通し継続支援する（詳細未定）。

II 南アジア・南西アジア地域

1. アフガニスタン事業

① バーミヤン州における保健衛生教育事業

事業地域： バーミヤン州中央郡

事業期間： 2008年11月から2010年10月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

本事業は教育活動を通じて子どもたちの保健・衛生・栄養の状況改善に取り組む。保健・衛生・栄養に関する正しい知識を身につけ、子どもたちが感染症や微量栄養素欠乏を予防する。

[対象人口]

バーミヤン州中央郡4校区の7-16歳の子ども計558名、親、コミュニティ

[活動の紹介]

- ・ 子どもの保健衛生問題の予防を目的とした衛生教育及び栄養教育の実施下のモジ

ジュールに沿った子どもへの研修

- ・ 各学校で「保健の日」を設定し、ビタミン A 補給やヨウ素添加塩補給（甲状腺関連の病気予防）、寄生虫駆除のキャンペーンを実施
- ・ 意識啓発及び行動変容を目的とした教材の配布
- ・ 衛生教育及び栄養教育のモニタリング

9つの研修モジュール	
Module 1. 栄養 (Nutrition)	Module 6. 咳と風邪 (Cough and Cold)
Module 2. 緊急救命 (First Aid)	Module 7. 手洗い (Hand Washing)
Module 3. 下痢処方 (Diarrhea)	Module 8. 水 (Water)
Module 4. 寄生虫 (Worms)	Module 9. 予防接種 (Vaccination)
Module 5. ハエ媒体の病気予防 (Flies)	

[主な資金の使途]

研修及びワークショップの資料作成費、研修参加者及び講師旅費、配布物購入費、モニタリング費

[期待される効果]

同州では、全世帯数の約 4-6 割は恒常的な食糧不足に陥っており、また、6-10 割の家庭が、食事の多様性に乏しいという報告がなされている。本事業はこれらの状況改善を目的に、中央郡 4 校区の家庭・子どもが保健衛生や病気予防に関する知識を高め、同時に栄養に配慮する習慣を身につけるようになることが期待される。また、子どもたちには次のような副次的効果も期待できる。

- ・ 親など家族メンバーや友達へも情報が伝達される
- ・ 新しい友達との交流を通じて交友関係が広がる
- ・ 新しい事柄に対する理解力と物事への関心が促進される
- ・ 知的好奇心や潜在能力など新たな自己を発見する
- ・ 他者への思いやりが深まる

② ブルガリ、リライト・ザ・フューチャー教育事業

事業地域： ファリアブ州、サリプル州

事業期間： 2009年7月から2010年12月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

紛争影響下にある子どもたちがコミュニティにおいて自らの能力を高め将来的に自己実現を果たせるように、基礎教育のアクセスとクオリティの向上を図る。

[対象人口]

両州の子ども約 150,000 人、親、教育関係者、コミュニティ

[活動の紹介]

- ・ 学校教員の教授法および指導能力強化、ポジティブ・ディシプリンのための教員研修実施、学校長対象の学校マネジメント研修実施

- ・ PTA および子ども委員会の支援実施
- ・ 就学前教育（ECD）の支援実施、Home-based ECD の設置支援、ECD 委員会モニタリングの実施支援
- ・ 移動式図書箱の配布、「Reading Buddy（子ども同士の絵本読み聞かせ）」支援実施
- ・ 子ども保健教育事業実施

[主な資金の使途]

研修運営管理費、資機材購入費、モニタリング費用

[期待される効果]

- ・ 子どもの就学前教育への参加向上、就学後の相対的パフォーマンス向上、就学率と定着率が安定する
- ・ 栄養、衛生、健康に関して、子どもたちが正しい知識を身につける
- ・ 教員の指導能力と教授法が改善され、学校教育の質が底上げされる。就学率と定着率が安定する。
- ・ 学校内の教材・副教材が補充され、学習環境が改善される。
- ・ PTA や子ども委員会の意見が学校運営に反映され、学校教育の質が改善される。

③ アライアンス共同下での保健衛生教育事業の拡充

事業地域： バーミヤン州中央郡

事業期間： 2009年6月から2010年5月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

バーミヤンで実施中の保健衛生教育事業を、現在の4校区から12校区へと拡充し、ニーズの高い保健衛生と栄養の意識啓発・行動変容を推進し、病気・感染症の予防を図る。事業実施地域を12校区へ広げるには、現行事業のレビューに加え、入念な事前調査の実施とその結果を踏まえての事業地選定を行う予定である。本事業はSC/US及びSC/Sweden-Norwayとの長期的な共同事業である。そのため、事業形成のみならずバーミヤン事務所の共同運営管理についても、これらのパートナーと協議し事業の実施と管理を進めていく。

[対象人口]

同州中央郡12校区で暮らす学校生徒や不就学の子ども、学校教員や親、教育局職員約11,000人を対象とする

[活動の紹介]

- ・ 現行事業のモニタリング評価の実施とそのレビュー
- ・ アライアンスメンバーとの事前調査実施（ニーズ汲み取り、事業地選定）
- ・ 新規事業地での衛生教育及び栄養教育の実施
- ・ 各学校でビタミン剤補給や寄生虫駆除のキャンペーンを実施
- ・ 保健衛生・栄養に関する意識啓発教材の配布

- ・ モニタリングと評価の実施

[主な資金の使途]

新規事業地開拓のための調査実施経費（旅費、車輛維持費等）、研修及びワークショップの資料作成費、研修参加者及び講師旅費、配布物購入費、モニタリング実施経費、バーミヤン事務所運営管理費

[期待される効果]

同州中央郡 12 校区で食糧不足や不衛生な生活環境に直面している子ども・おとな約 11,000 名が、保健衛生や病気予防に関する知識を高める。家庭内や学校内で、生徒や教員、親、不就学の子もたちが衛生面や栄養に配慮した生活習慣を意識し、より健康的な生活が期待できる。

2. ネパール事業

① コミュニティへの働きかけを通じた公立小学校教育の質の改善事業

事業地域： ネパール東部平野地帯のマホタリ郡及びダヌーシャ郡の計 14 か所

事業期間： 2008 年 1 月から 2010 年 12 月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

公立小学校の運営を改善するため、学校運営委員会及び学校支援住民組織を結成し、学校改善計画を地域住民、一般教員、生徒で作成し、モニターする。同時に、すべての子どもが質の高い小学校教育を受けられるように、学校入学キャンペーン、アウトリーチプログラム、識字学級などで就学を促進し、教育の質を高めるために、教員研修も行う。また、子どもの保護に関する研修など実施し、教員などによる子どもへの暴力・体罰を防ぐ。

[対象人口]

約 28,200 人（直接受益者）、約 2,300 人（間接受益者）

[活動の紹介]

- ・ 学校支援住民組織を結成し、学校教育の質に関する研修を受けたのち、学校改善計画の立案、実施状況のモニタリングを行う。
- ・ 学校入学のキャンペーンを実施する。
- ・ スクールマッピング、アウトリーチプログラム、編入学を目的とした識字学級、幼児開発教育、障がい児への教育支援を行う。
- ・ 教室の増築、教員研修、手作り教材への支援、政策提言活動を実施する。
- ・ 子どもの保護に関する研修の実施、子どもエンパワーメント委員会の結成をする。
- ・ チャイルド・ライツ・プロテクターを派遣する。

[主な資金の使途]

各種組織の結成の際の交通費・文房具、研修及びワークショップの資料出版、学校修繕の資材・労賃

[期待される効果]

- ・ 公立小学校の運営が学校運営委員会や学校支援住民組織の参加（50%増加）、地域リソースの活用（60%）によって改善される。
- ・ 学校関係者や地域住民の50%が「子どもへの暴力」に対する問題意識が高まる。
- ・ 事業対象校の最低10校において子どもに対する体罰や暴力が減少する。
- ・ 小学校就学率が26%から40%に上昇する。
- ・ 小学校出席率が58%から70%に上昇する。
- ・ 小学校修了率が30%から40%に上昇する。

② 住民参加型学校運営を中心とした教育の質改善事業

事業地域： ネパール東部平野地帯のマホタリ郡及びダヌーシャ郡の計30か所

事業期間： 2009年11月から2012年3月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

子どもや地域住民の参加を通じて公立学校運営を改善することを目的に、学校運営委員会及び学校支援住民組織を結成し、学校改善計画を地域住民、教員、生徒で作成し、モニターする。また、すべての子どもが質の高い教育を受けられるよう、公立小学校及びECD（幼児開発教育）センターにおいて、教員研修を含め、子どもにやさしい学習環境を整備する。同時に、子どもが教育を受ける権利に関する政策環境を整備するため、政府の教育政策に関するリサーチを行い、政策提言を行う。尚、本事業はマホタリ郡及びダヌーシャ郡での先行事業の面的拡大を図ることを目的とする。

[対象人口]

約49,000人（直接受益者）、約5,000人（間接受益者）

[活動の紹介]

- ・ 学校運営委員会及び学校支援住民組織を結成し、質の高い教育に関する研修後、学校改善計画の立案、実施状況のモニタリング及び改定を行う。
- ・ ECD（幼児開発教育）センター及び公立学校を対象に教室の学習教材支援や校舎の修復・増築、教員研修を行い、子どもにやさしい学習環境を整備する。
- ・ 他のNGOや政府関係者との協力のもと、子どもの権利に関するネットワークを形成し、政府の教育政策のレビュー及び政策提言を目的に、教育関係者との定期会合やリサーチを実施する。
- ・ 入学キャンペーン、保護者と教師間の会合を定期的に行い、保護者や地域住民の教育の重要性についての意識を向上する。

[主な資金の使途]

各種組織の結成の際の交通費・文房具、研修及びワークショップの資料出版、学校修繕の資材・労賃

[期待される効果]

- ・ 公立小学校の運営に係る子どもや地域住民の参加が80%増加し、学校運営が改善される。

- ・ 小学校と ECD センターにおいて子どもにやさしい学習環境が整備され、最低 30 校が「健康で安全な環境を整えた“子どもにやさしい学校”」と宣言する。
- ・ 子どもが教育を受ける権利に関する政策環境が整備される。
- ・ 子どもが教育を受ける重要性の理解が促進され、ECD センター修了児童の 80% が小学校に入学する。
- ・ 子どもたちの学習到達指数が 10% 向上する
- ・ 小学校就学率が 58% から 68% に上昇する。
- ・ 小学校残存率が 48% から 70% に上昇する。

③ 武力紛争の影響下にある子どもの教育事業

事業地域： ネパール西部平野地帯のダン郡とスルケット郡の 2 市・15 カ村、30 学校区

事業期間： 2007 年 7 月から 2010 年 11 月（継続）

事業内容：

[事業の大枠]

幼児開発教育（ECD）、公立小学校教育への入学促進活動、教室・学校設備の改善、地域住民参加の学校改善計画活動、教育の質の向上を目指した活動を通して、武力紛争の影響を受けた子どもを含むすべての子どもが高い質の教育を受けられるようにする。同時に、「子どもの権利」の研修、それに関する活動・イベントを実施することにより、武力紛争の影響を受けた子どもに対する差別行為を減らす。

[対象人口]

4,000 人（ダン郡の 3-4 歳の子ども）、2,000 人（スルケット郡 3-17 歳の子ども）

[活動の紹介]

- ・ 幼児開発教育（ECD）運営委員会会議の会合、ECD 用教材の配布を行う。
- ・ 就学状況実態調査の継続、集落教育委員会の就学モニターにより、子どもの就学状況をモニタリングする。
- ・ アウトリーチプログラム、編入学のための識字学級、学校入学キャンペーンを実施する。
- ・ 奨学品の支給、教室・学校設備の改善、補習授業、ボランティア教師の派遣、教授法の研修、母語による授業の研修を行う。
- ・ 学校の関係者対象に「子どもの権利」研修を実施する。
- ・ 子ども会活動の支援をする。
- ・ 学校改善計画の公開・モニタリングの実施、学校運営委員会関係者への強化研修を行い、地域リソースを活用し、公立小学校の運営を改善する。

[主な資金の使途]

教室・学校設備の改善費、実態調査員日当・宿泊代、各種研修の費用（講師謝金、教材、文房具、参加者宿泊費・交通費）、学校入学キャンペーン（壁・ラジオ広告費）

[期待される効果]

- ・ 武力紛争の影響を受けた子どもの小学校入学率、出席率、進級率、学習到達度が

向上する。

- ・ 就学促進活動、「子ども権利」研修や子ども会活動を通じて、武力紛争の影響を受けた子どもに対する差別行為が減少する。
- ・ 学校改善計画が学校運営委員会や PTA の参加を得て、立案、実施、モニターされ、教育予算や地域リソースが活用される。

3. スリランカ事業

① スリランカ東部トリンコマレ件における幼い子どものケア事業

事業地域： スリランカ東部州トリンコマレ県の 5 郡（エチャランパティ、ゴマランカタウェラ、ムトゥール、パダピスリプラ、セルウィラ）

事業期間： 2009 年 9 月 1 日から 2010 年 8 月 31 日（継続）

事業概要：

[事業の大枠]

戦禍からの復興が続く東部州・トリンコマレ県の国内避難民帰還・再定住地区を中心に、地方当局や村落共同体、保護者や現地 NGO との連携を通じて、乳幼児期にある子どもたちの認知的、情緒的、社会的、身体的能力の発達（ECCD）を促すケア体制を構築・強化する。

[対象人口]

2,565 人（直接裨益者）、81,400 人（間接裨益者）

[活動の紹介]

ECCD 環境整備

0-2 歳児と母親を対象とする家庭訪問型 ECCD（5 村でのパイロット）

- ・ 女性ボランティアの育成
- ・ 女性ボランティアとの月例ミーティング
- ・ 女性ボランティアによる乳幼児の栄養や衛生に関する定期巡回指導：
- ・ 母親に対する説明会を通じた、子どもたちに対する栄養・衛生面でのケアや健康管理の重要性についての理解促進

3-5 歳児を対象とする地域参加型 ECCD

- ・ ECCD 施設の修復や簡易施設・衛生設備の新築、資器材の共有を通じた ECCD 環境の整備
- ・ ECCD 教員研修の実施
- ・ 各 ECCD 施設において栄養補助食の供与
- ・ 子どもキット・教員キットの供与：
- ・ 年 2 回の健康診断の実施

村落共同体の ECCD への参画促進

- ・ ECCD 運営委員への栄養、衛生、障害支援教育に関する研修の実施
- ・ ECCD 運営委員会を主体とする所得創出活動を実施するための事前調査
- ・ ECCD 運営委員会を主体とする所得創出活動のための研修実施。

- ・ ECCD 運営委員会を主体とする所得創出活動支援（3 村でのパイロット）
- ・ 教育管理情報システム構築のための研修（3 村でのパイロット）

[主な資金の使途]

ECCD 施設および関連施設修繕・新築のための資材・労賃、各種研修・ワークショップ開催費、栄養補助食・各種キットなど配布物の調達費、所得創出活動の原資

[期待される効果]

- ・ 対象地域における 3-5 歳児の ECCD カバー率が 50% に達する
- ・ 支援対象 ECCD センターの 40% が政府の基準を満たす⁴
- ・ 従来（障害などの理由で）ECCD に参画していなかった 3-5 歳児の参加が 30% 増加する
- ・ 所得創出支援対象地域の半数で所得創出活動を開始する
- ・ 5 つの村における生後 24 ヶ月以下の子ども約 75 人の母親のうち、80%以上が栄養教育活動に参加し、正しい離乳食・食事回数と食材数、子どもの疾病予防、健康管理など、子どもに対して適切なケアを行えるようになる。
- ・ 対象地域において、住民並びに地元行政職員の子どもと母体の栄養と健康促進に関する意識が向上し、ECCD への長期的コミットメントが期待される。
- ・ 対象地域の村において、事業期間終了までに 0-5 歳の栄養不良、低体重および成長阻害の割合がそれぞれ 10%減少する。
- ・ 対象地域において、子どもの発達と生存に関する意識、すなわち子どもの権利に関する意識が高まる。

② 北部避難民および帰還民のための緊急支援事業（緊急支援事業）

スリランカ軍と LTTE による北部での戦闘激化に伴い流出した 28 万人の国内避難民に対し、生活援物資の配布、緊急教育支援や子どもの保護を目的とした「子ども広場」の設置とボランティアの育成を避難民キャンプおよび周辺市域にて実施する（2009 年度から開始した緊急支援事業の継続を予定）。

また、2010 年中に本格化すると予想される国内避難民の帰還および再定住支援を実施する。（詳細未定）

III 中近東地域

1. ヨルダン（イラク難民）事業

① イラク人・ヨルダン人親と子どもの緊急教育支援事業

事業地域：アンマン、イルビッド、カラック、ザルカ、マフラック、マアン、マダバ

事業期間：2009 年 11 月から 2010 年 5 月

⁴ 政府（子どもの発達と女性の地位向上省: MoCDWE）の定める基準には教室の広さや衛生施設に関する基準のほか、教員の資質や ECCD センターの管理・運営についても規定されているため、初年度である本事業では 40%程度の達成が現実的と思われる。

事業内容：

[事業の大枠]

2007 年 11 月より行っていたイラク難民及びヨルダン貧困層に対する幼児教育と心理社会的ケア・サポートを軸とする子どもの保護活動が持続的に確保されるよう、現地団体、施設への移管作業を進める。

[対象人数] 55 人の早期幼児教育指導者。375 人の親。765 人のコミュニティーイベント参加者。

[活動の紹介]

- コミュニティー幼稚園などの移管先施設職員等の能力強化と移管業務を遂行するために必要な備品の補充。
- 移管先施設において、ボランティア研修ではこれまで学んだスキルと知識を基礎に、実践へと応用できるよう教職員・ボランティア等への指導者研修実施。研修内容には子ども保護、心理社会的ケアの基本観念やこれら概念を具体的に親たちに伝える絵本作りとといった手法などを含む。
- そしてそれらの知識を応用編として実際に親たちに教えられるように現場研修（OJT）の場を設ける。さらに事業後半では振り返りの機会も設け、フィードバックを兼ね、研修のレビューを行う。

[主な資金の使途]

上記研修で学んだ事が各施設で現地移管し実施できるように不可欠な物品の供与。研修費。コミュニティーイベントの開催費。

[期待される成果]

- ・事業移管先である 1～4 期事業対象のコミュニティー幼稚園やコミュニティー・センター、また、子どもセンターの職員の事業運営能力が強化され、事業に必要な設備が補充される（数値目標：計 15 施設の関係者が事業目的、運営方法について理解する。計 10 施設に対し必要かつ適切な備品が補充される）。
- ・移管先施設の幼稚園職員、施設教職、ボランティアが、これまで学んだスキルと知識を基礎に、実践へと応用できるようになる（数値目標：幼稚園職員、施設教職、ボランティアが予定された 3 段階の研修を受け、各施設で活動実施能力を身につける。研修受講者の 90% が全研修を完了する。研修受講者が研修内容を実践する機会（OJT の場）を得、実施能力に関してフィードバックを受ける）。
- ・移管先施設の活動がコミュニティーに受け入れられ、またイラク人・ヨルダン人の相互理解を促進するためのコミュニティー・イベントが実施される（数値目標：コミュニティー・イベントにおける、イラク人・ヨルダン人の参加者の数、割合（各施設 50 人程度）。上記活動の参加者について相互理解が促進する（質問票、インタビュー調査による））。

② イラク人・ヨルダン人子どもの保護推進事業

上記①事業後については、初等教育年齢の子どもたちを対象とし、イラク人を含むヨルダン国内の子どもたちに対し Child to Child を導入した子どもの保護事業を行う。

(詳細策定中)

2. イラク事業

①イラク南部バスラ県におけるコミュニティ参画型学校修復・運営改善事業

事業地域：バスラ県バスラ市およびウンムカスル市

事業期間：2009年3月から2010年1月

事業内容：

[事業の大枠]

イラク南部に位置するバスラ県バスラ市およびウンム・カスル市にある小学校・中学校を対象に校舎の修復および教職員研修を実施し、さらに学校を核として住民がコミュニティ活動を実施できるように支援する。

[対象人数] 生徒数 400～500 人、教職員 15～20 人規模の小・中学校 8 校を予定。これに生徒の親を中心とした住民が加わる。

[活動の紹介]

- 損壊したままになっている校舎の修復および必要な備品の補充。
- 教職員および住民向けの校舎の維持管理についての研修の実施。
- 教職員の能力強化研修の実施（特に教授法、子どもの保護、心理社会的ケアの概念について）。
- 教職員、住民および生徒向けの衛生教育の実施
- 住民が中心となったコミュニティ活動の実施

[主な資金の使途]

校舎の修復、備品の供与。研修費。コミュニティ活動費。

[期待される成果]

- ・戦乱やその後の国内の混乱の中、壊れても修理されなかった学校が修復され、子どもたちの学習環境が整備される（数値目標：修復され、学習環境が整った学校数 8 校）。
- ・教職員および住民が連携し、子どもたちの学習環境を向上させるために主体的に関わるようになることで、持続的により良い学習環境が維持される（数値目標：各校区で学校運営委員会がひとつ設置される）。
- ・教職員の教授法が向上し、子どもの保護や権利に配慮した方法で授業を行うことができる（数値目標：研修を受けた教職員数全体の 80%）。
- ・学校というコミュニティ活動の核となりうる場所を整備・提供することで、コミュニティ活動が活発し、コミュニティの自律性が高まる（数値目標：各校区でコミュニティ活動計画がひとつ策定される）。

(申請書準備中)

IV 日本事業

1. 事業名：自治体における子ども参加促進事業

事業地域：埼玉県和光市

事業期間：2010年1月～12月（その後も継続）

事業内容：

〔事業の大枠〕

自治体での子ども参加を促進するため、子ども版地域協議会の実施を担い、子どもが意見表明できる場を作り、子どもの意見を次世代育成支援行動計画（後期計画）の推進に反映する。同時に、持続可能な子ども参加の仕組みを構築するための基盤づくりとして、地域住民に対して子ども参加に関する啓発を行う。

〔対象人口〕 子ども 20人、大人 100人（直接受益者）、子ども約 7,300人（間接受益者）

〔活動の紹介〕

- ・ 和光市および地域 NPO と連携しながら、子ども版地域協議会（年 2 回）を実施する。
- ・ 子ども版地域協議会の実施にあたり、和光市内の小中高校生の意見を幅広く反映するためのアンケートを作成・実施する。
- ・ 子ども版地域協議会の実施にあたり、子どもファシリテーターを育成し、派遣する。
- ・ 子ども版地域協議会の活動内容や子どもの意見をまとめ、ニュースレターの作成・発行（年 3 回）および実施報告書を作成する。
- ・ 子ども版地域協議会の子どもの意見をもとに、次世代育成支援行動計画（後期計画）に対する提言活動を行う。
- ・ 地域住民に対して、ポジティブ・ディシプリンを使ったセミナーや子ども版地域協議会の進捗報告を実施し、子ども参加に関する啓発活動を行う。

〔主な資金の使途〕

子ども版地域協議会やセミナー等実施のための交通費・文房具購入、各種プログラム作成のための業務委託費、スタッフ研修費

〔期待される効果〕

- ・ 子ども版地域協議会を通じた子どもの意見が次世代育成支援行動計画（後期計画）実施内容に反映される。
- ・ 自治体や地域住民が子ども参加に対する意識を高める。

2. 事業名：子ども貧困への取り組みに対する子ども参加促進事業

事業地域：大阪府周辺

事業期間：2010年1月～12月

事業内容：

〔事業の大枠〕

子ども視点による子ども貧困の実態把握および子ども貧困削減に向けた子ども参加を促進するため、SC-UK 事業を参考に、子どもへのヒアリング調査を行い、調査結果を冊子にまとめる。

〔対象人口〕 子ども 100人（直接受益者）、子ども 3,000,000人（間接受益者）

〔活動の紹介〕

- ・ ヒアリング調査実施にあたり、日本における子ども貧困に関する基礎情報やデータを収

集する。

- ・ 大学等専門家との連携を通じて、子どもに対するヒアリング調査内容・方法を構築する。
- ・ 大学等専門家との連携を通じて、子どもへのヒアリング調査を実施する。
- ・ 収集した子どもたち自身の声を冊子としてまとめ、社会に発信する。

[主な資金の使途]

調査実施のための交通費、調査内容策定のための業務委託費、冊子作成のための印刷費

[期待される効果]

- ・ 子ども貧困に関する子どもの意見表明の機会が保障される。
- ・ 子どもの意見を通じて、子ども貧困に対する社会の関心がさらに高まる。
- ・ 子ども貧困に関する政策提言において、子どもの意見が反映されるきっかけとなる。

3. 事業名：教材開発・普及

事業地域：東京・大阪を中心とした全国

事業期間：2010年1月～12月（その後も継続）

事業内容：

[事業の大枠]

日本国内における子どもの権利の実現にむけ、子どもの権利や子ども参加に関する教材を開発すると同時に、子どもの権利啓発のため、開発した教材を普及する。

[対象人口]

[活動の紹介]

- ・ 大阪府内の高校また高校生が主体となって活動するボランティア団体と連携し、教員向け子どもの権利教材を開発する。
- ・ 子ども参加に関するプログラムやポスター、冊子等を開発する。
- ・ 子どもファシリテーター育成のためのプログラムや冊子等を開発する。
- ・ 子どもの権利に関するアライアンス資料を翻訳し、まとめる。
- ・ 「Hi5!」ポスター式教材をはじめとする子どもの権利や国際協力に関する教材、子どもの権利に基づいた子育てガイド「ポジティブ・ディシプリンのすすめ」等を販売・貸出すると同時に、ワークショップやセミナー等を通じて普及する。

[主な資金の使途]

教材開発のための業務委託費・交通費、教材作成のための印刷・製本費、教材普及のための交通費

[期待される効果]

- ・ 学校での子どもの権利教育を実践するためのカリキュラムが確立される。
- ・ 大人が子どもに寄り添い、子どもの声や力を引き出せるよう、子どもファシリテーター育成の方法論が確立される。
- ・ 子どもの権利に関する教材が東京・大阪を中心に多地域に普及し、活用される。

V 政策提言（アドボカシー）活動

[基本方針]

- ・「国連子どもの権利条約」に定める子どもの権利（生存、発達、保護、参加の権利）の実現に寄与すること
- ・セーブ・ザ・チルドレンの世界戦略に対応していること
- ・国際 NGO であるセーブ・ザ・チルドレンの強みを生かせること。具体的には、国際的なイシューであり、各国セーブ・ザ・チルドレンとの連携が期待できる課題であること
- ・日本国内およびセーブ・ザ・チルドレンを含む国際的な子どもの権利の世界における、SCJ の評価を高める課題であること

[具体的な活動計画]

1. 国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度
 - ・他の国際人権委員会に関わっている日本国内の NGO ネットワークとの連携強化（自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会等）
 - ・国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度における子ども参加に関する調査・研究
 - ・選択議定書草案に関する作業部会へのフィードバック
2. 国連子どもの権利委員会による第 3 回政府報告書関連
5 月 27 日・28 日 国連子どもの権利委員会による本審査
日程未定 国連子どもの権利委員会本審査に関する国内報告会とその後のフォローアップ
3. その他子どもの権利条約関係
2011 年の東アジア子どもの権利フォーラム（日本）開催に向けた準備
4. **EVERYONE**
 - ・（2015 年までに、5 歳未満児死亡率を 1990 年レベルの 3 分の 1 に引き下げることを目指す SC の世界キャンペーン）
 - ・SCJ は、G8/G20（カナダ）、ミレニアム開発目標レビュー会合（9 月）（米国）に向けた対日本政府ロビー活動
 - ・GII/IDI 懇談会（保健分野の政策提言活動を担ってきた国内 NGO ネットワーク）を通じたロビー活動
5. **RtF**
JNNE、GCAP-JAPAN を通じたロビー活動に加え、SCJ 独自のチャンネルの構築も検討
6. **ACE**
7. 子どもの保護
 - ・子どもへの性的暴力（児童ポルノ関連）
- ・子どもの人身取引

以上

事業活動収入

(千円)

科目	2009年度 予算	2009年度 実績	2010年度 予算	2010年度予算と 2009年度実績 対比
基本財産運用収入	150	200	150	-50
入会金・会費収入	14,000	13,125	13,000	-125
政府系補助金収入	125,264	77,867	196,862	118,995
外務省	88,654	34,751	120,534	85,783
国際協力機構(JICA)	36,610	43,116	76,328	33,212
その他	0	0	0	0
国際機関委託金等	0	0	6,898	6,898
世界銀行	0	0	0	0
アジア開銀	0	0	5,250	5,250
その他国際機関	0	0	1,648	1,648
民間助成金等	175,000	231,343	305,035	73,692
ジャパンプラットフォーム	170,000	215,414	295,000	79,586
その他民間助成金	5,000	15,929	10,035	-5,894
寄付金収入	845,311	736,570	787,984	51,415
無指定寄付	358,456	291,066	373,418	82,352
事業国指定寄付	104,829	110,131	101,566	-8,565
活動指定寄付	291,826	228,963	250,000	21,037
緊急援助指定寄付	10,000	46,034	0	-46,034
特定スポンサー寄付	17,700	0	0	0
募金箱寄付	55,000	58,717	60,000	1,283
啓蒙事業寄付	7,500	1,659	3,000	1,341
業務受託収入	47,000	6,886	45,000	38,114
事業収入	0	17,542	30,000	12,458
雑収入	500	345	360	15
海外事務所助成金、その他収入	0	14,928	20,692	5,764
事業活動収入 合計	1,207,225	1,098,806	1,405,981	307,175

事業活動支出

(千円)

	2009年度 予算	2009年度 実績	2010年度 予算	2010年度予算と 2009年度実績 対比
事業費	1,282,109	936,067	1,592,189	656,122
海外事業費	517,184	246,861	780,563	533,702
ネパール	34,088	31,000	47,583	16,583
ベトナム	67,085	39,097	22,076	-17,021
ミャンマー	34,133	21,608	34,354	12,746
アフガニスタン	15,544	7,323	50,000	42,677
モンゴル	66,893	42,234	69,829	27,595
スリランカ	0	0	48,843	48,843
イラク	0	0	56,700	56,700
その他	214,932	2,107	211,018	208,911
世界連盟事業	84,509	103,492	240,160	136,668
緊急援助事業費	290,273	292,492	385,166	92,674
海外事業人件費	131,755	104,434	143,000	38,566
海外事業活動費	15,000	21,417	33,500	12,083
国内事業費	27,450	30,057	9,960	-20,097
国内啓蒙費	300,447	236,515	205,000	-31,515
業務受託支出		4,291	35,000	30,709
管理費	124,240	104,418	107,767	3,349
人件費	50,240	40,061	44,000	3,939
交通費	4,000	2,158	2,430	272
家賃・リース料	28,000	29,156	29,500	344
その他	42,000	33,043	31,837	-1,206
外部監査費	1,050	1,365	1,365	0
事業活動支出 合計	1,407,399	1,041,850	1,701,321	659,471
当期事業活動収支差額	-200,174	56,956	-295,340	-352,295

投資活動収支の部				
特定資産取崩収入	35,079	50,376	0	
退職金給与引当特定預金		9,297		
減価償却引当特定預金				
支援者拡大引当特定預金(MDP)	23,079	23,079		
緊急援助事業引当特定預金				
国内事業引当特定預金	12,000	12,000		
海外事業安定化積立金特定預金		6,000		
固定資産売却収入				
投資活動収入 合計	35,079	50,376	0	
特定資産取得支出	8,500	5,333	8,500	
国内事業引当特定預金				
退職金給与引当特定預金	4,500	3,805	4,500	
減価償却引当特定預金	4,000	1,528	4,000	
固定資産取得支出	12,000	345	15,000	
投資活動支出 合計	20,500	5,678	23,500	
投資活動収支差額	14,579	44,698	-23,500	

当期収支差額	-185,595	101,654	-318,840	
前期繰越収支差額	264,698	264,698	366,352	
次期繰越収支差額	79,103	366,352	47,512	